

－厚生労働省、日本年金機構－

国民年金の第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応について（厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て）

種別変更の処理が行われていなかった者に係る未納保険料及び後納保険料相当額（収入）

4億4026万円

1 第3号被保険者の年金記録不整合問題に係る事務の概要

国民年金の被保険者は、20歳以上60歳未満の自営業者等である第1号被保険者、民間サラリーマンや公務員等である第2号被保険者、第2号被保険者に生計を維持されている配偶者のうち20歳以上60歳未満の者である第3号被保険者から成っていて、国民年金に係る年金記録等は社会保険オンラインシステムにおいて管理されている。

第3号被保険者は、自ら保険料を納付する必要はないが、第1号被保険者の要件に該当したときには資格を切り替えて（以下、第1号被保険者に資格を切り替えることを「種別変更」という。）、保険料を納付する必要がある。しかし、本人の届出漏れなどによって社会保険オンラインシステム上の年金記録（以下「オンライン記録」という。）は第3号被保険者のままとされている事案が多数あることが明らかとなった。また、保険料を国が徴収する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅することとなっていることから、第3号被保険者としてのオンライン記録と実態に不整合が生じている期間（以下「不整合期間」という。）を第1号被保険者としての期間に訂正すると、2年より前の不整合期間に係る保険料を国が徴収することはできなくなる。このため、年金額が減額となったり、無年金となったりするおそれがあることが問題となった。

そして、国民年金制度においては、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下「年金確保支援法」という。）が平成23年8月に成立した。同法の附則において、24年10月から27年9月までの時限措置として、被保険者等は日本年金機構（以下「機構」という。）の承認を受け、当該承認の前月から10年前以内の期間であって、保険料を国が徴収する権利が時効によって消滅している期間に係る保険料相当額に一定額を加算した額の保険料（以下「後納保険料」という。）を納付（以下「追加納付」という。）することができることとなった。これを受けるなどして、機構は次のような取組を行っている。

- (1) 機構は、23年11月に機構本部がオンライン記録に基づき過去2年以内（21年11月以降）に不整合期間を有する可能性のある者（以下「第1次対象者」という。）を抽出し、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第1次対象者の納付勧奨対象者明細情報（以下「明細情報」という。）を送付した。明細情報の送付を受けた各年金事務所は、真に不整合期間を有することが確認できた者（以下「第1次不整合者」という。）に対して、不整合期間を第1号被保険者としての期間に変更することの届出（以下「変更の届出」という。）を勧奨する通知を送付した。その後、変更の届出に基づくなどして種別変更の処理を行うとともに、種別変更の処理を行った者に対して、時効が未到来であり、国が徴収する権利を有する保険料（以下「未納保険料」という。）の納付書を送付した。
- (2) 年金確保支援法の施行により24年10月に追加納付することができるようになったことから、同月から同年11月にかけて機構本部が第1次不整合者のうち、オンライン記録に基づき21年10月以前にも不整合期間を有する可能性のある者（以下「第2次対象者」という。）を抽出した。そして、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第2次対象者の明細情報を送付した。明細情報の送付を受けた各

年金事務所は、真に不整合期間を有することが確認できた者（以下「第2次不整合者」という。）に対して、変更の届出を勧奨する通知を送付した。その後、変更の届出に基づくなどして種別変更の処理を行うとともに、年金確保支援法により追加納付が可能とされた14年10月から22年9月までの期間について種別変更の処理を行った者に対して、追加納付を勧奨する通知を送付した。

そして、第1次不整合者及び第2次不整合者（以下、これらの者を合わせて「不整合者」という。）がオンライン記録上の現住所から転出している場合、機構本部から明細情報の送付を受けた各年金事務所は転出先の住所を確認し、判明した場合には不整合者に対し速やかに変更の届出を勧奨する通知を再送付するなどすることとされている。その後、転出先の住所を管轄する年金事務所（以下「転出先年金事務所」という。）に種別変更の処理を引き継ぎ、転出先年金事務所は、不整合者からの変更の届出に基づくなどして種別変更の処理を行うこととされている。また、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いだ年金事務所（以下「引継元年金事務所」という。）は、種別変更の処理の進捗管理を行い、機構本部からの明細情報に処理完結年月日等を登録することとされている。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

種別変更の処理を転出先年金事務所に引き継いで処理することとしていた286年金事務所の不整合者8,367名のうち、112年金事務所の655名（未納保険料計283万余円、後納保険料相当額計4億3743万余円）（上記不整合者に占める割合7.8%）については、種別変更の処理が行われていなかった。

これらを態様別に示すと、次のとおりである（3年金事務所は、ア及びイの両方に該当している。）。

ア 引継元年金事務所が、不整合者が転出していることを把握していたものの、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いでいなかったもの

7年金事務所 100名（不整合期間累計4,043月、未納保険料計15,020円、後納保険料相当額計62,005,470円）

イ 転出先年金事務所が、引継元年金事務所から種別変更の処理を引き継いだものの、その処理を行っていないもの

108年金事務所 555名（不整合期間累計24,781月、未納保険料計2,818,760円、後納保険料相当額計375,430,300円）

ア及びイの事態は、不整合期間が適切に解消されずにその状態が継続することとなり、機構が未納保険料の納付を求める期間及び年金額が減額となることなどを防止するために不整合者が追加納付することができる対象期間が短縮することにつながるものである。

このように、機構において、不整合者について速やかに種別変更の処理を行う必要があるのに、引継元年金事務所がオンライン記録上の現住所から転出した者について転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いでいなかったり、転出先年金事務所が速やかに種別変更の処理を行っていないなどしている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

機構において、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務取扱要領等において明示し、各年金事務所に種別変更の処理を事務取扱要領等に従って適切に行うことを周知徹底するよう、また、厚生労働省において、不整合期間を有する者に係る種別変更の処理状況を適切に把握して、機構に対して必要に応じて指導を行うよう是正改善の処置を求める。